

「総合特区」初公募88件 移動確保や環境前面に

国の規制や税制に地域限
定で特例措置を講じる「総
合特別区域（特区）」の指
定申請の初公募で、自治体
を中心に88件が出され、パ
ス・タクシー・自家用車有
償運送を取り込んだ提案が
さいたま市、鳥取県、愛媛
県、佐賀県などから相次い
でいる。7面に関連記事。

住民の移動の確保、地球環
境・エネルギー、観光・文
化などを切り口に、道路運
送法の基準の緩和や電気自
動車の（EV）の増強を掲げ
ている。選考に当たり内閣
府・内閣府は27日まで一
般の意見の募集を開始、年
末に採否が決まる。

さいたま市の申請は「次
世代自動車・スマートエネ
ルギー特区」。EVを組み
込んだ都市づくりを促進す
る。埼玉県タクシー協会な
どが協議メンバーに参画し
ている。鳥取県は「とっとり
り発生活起点型新成長特
区」と名づけ、大山町で日
興タクシーと中山タクシー
が集会所や商店、医療機関
を回るEVデマンド（需要
応答型）運行を手がける。

「えひめグリーン・モビ
リティ構想総合特区」の愛
媛県は、EVタクシーを使
った貨物輸送やカーシェア
リングを打ち出し、富士タ
クシーが協力する。三重県
名張市や福岡県豊前市など

で過疎コミュニティバス、
和歌山県では高野・熊野地
区で通訳案内士による送迎
が提案されている。

総合特区制度は構造改革
特区の拡大版。複数の規制
緩和が認められるほか、減
税や補助金など税制・財政
・金融面で支援が受けられ
る。国と地域の協働プロジ
ェクトとして推進するもの
も特徴。「地域活性化」と
「国際戦略」の2本立てで、
バス・タクシーは地域活性
化の類型に入る。

関連法案が6月に成立
し、8月に施行、内閣官房
地域活性化統合事務局など
が指定申請を9月末まで受
け付けていた。国際戦略II
件、地域活性化77件が出さ
れた。今後、一般意見も踏
まえ、来月中旬に1次評価
とヒアリング対象の案件が
決まり、年内に「総合特区
推進本部」（本部長＝首相）
が特区指定する運び。